

徳島県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
 海部西土地改良区

- 二 就任清算人

氏 名	住 所
風呂谷 祥 司	海部郡海陽町富田字南澤一〇六
惣 田 清 弘	芝字居内三三三
高 木 一 夫	野江字小路一七
居 敷 良 展	中山字北地二三―二
歌 泰 一	吉田字前田九―一